

昭和二十四年十一月十四日提出
質問 第三三三号

宮林署勞務員に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十一月十四日

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

提出者 竹村奈良一

営林署労務員に関する質問主意書

- 一 営林署に勤務する現場山林労務者を公務員としているが、これを国家公務員法第二條第十四項により公務員より除外する意思はないか。除外するとすればその時期如何。
 - 二 現在公務員としておきながら公務員としての給料を支拂っていない理由如何。
- 右質問する。